

ひょうごため池だより



令和2年6月
第11号

- ◆ 梅雨や台風の時期を前に災害に備えましょう
- ◆ ため池遠隔監視システムの導入
- ◆ ため池保全サポートセンターの活動
- ◆ 特定ため池の指定について
- ◆ メダカのコタロー劇団によるため池保全県民運動の啓発活動

発行 / 兵庫県農政環境部農村環境室



豊かなむらを守る月間パトロール（市川町 五郎田池）

梅雨や台風の時期を前に
災害に備えましょう

災害に備えましょう

- ため池の監視人は決められていますか。
- 非常時の通報の方法及び避難対策は十分ですか。
- 非常時の応急資材（土のうなど）の準備はできていますか。
- 気象情報などで、大雨が予想されるとき、ため池の減水などの対策、その他の対策は万全ですか。
- 堤防の草刈りをして、漏水箇所がないか点検しましたか。
- 堤防、洪水吐等の破損箇所はありませんか。
- 流域が開発されて流出の変化、土砂崩壊、伐採木の流出などの恐れはありませんか。
- 洪水吐に土のう、板などをおいて無理な貯水をしていませんか。
- 漏水しているため池は、定期的に漏水量を計り、増えていないか、濁っていないか、調べていますか。
- ため池の補修や改修を計画していますか。

兵庫県では6月を「豊かなむらを守る月間」と定め、梅雨や台風の時期を前に、県内各市町、関係機関とが協力して、農山村地域の防災力の向上を図る運動を実施しています。

兵庫県では6月を「豊かなむらを守る月間」と定め、梅雨や台風の時期を前に、県内各市町、関係機関とが協力して、農山村地域の防災力の向上を図る運動を実施しています。

また、近年ため池に係る水難事故が発生しています。尊い命が奪われる事は誠に痛ましい事であり、子供たちが、水辺に近づくことが増えるこの時期に水難事故防止対策に取り組みしましょう。

水難事故に備えましょう

- 進入口の施錠はされていますか。
- 進入防止柵や転落防止柵はありますか、破損していませんか。
- 「立入禁止」等の注意看板はありますか。
- 通学路や住宅地に隣接する場所は、危険性の周知や安全対策を十分にしていますか。
- ため池保険（賠償責任保険）に加入していますか。

ため池の遠隔監視システムの導入

ため池の万一の決壊に（ごとに設定）を超えたと備え、的確な避難行動に備え、ため池管理者や市町担当者は、自動的警報通知を受け取ることができ、早期の避難判断が可能となります。

行政管理のダムでは、従来から雨量や水位などを観測し監視しています。近年、ICT（情報通信技術）の普及に伴い、低コストの遠隔監視システムが開発されつつあり、全国的にも広島県や山口県など、ため池の多い地域でのシステムの導入に向けた取組が始まっています。

遠隔監視システムを導入すると、①スマートフォン等で夜間や降雨中でも離れた場所からため池の貯水位、ため池地点での雨量や画像を確認することができ

ます。②ため池が警戒水位（池

また、観測機器との通信では、従来の携帯電話回線のほか、インターネットとモノをつなぐ（IoT）新しい方式として、省電力で遠距離通信が可能な通信（LPWA）を

兵庫県でもシステムの普及を図るために昨年度、明石市の鴨谷池と寛政池において、公募した6社のシステムの性能とコストなどを比較する実証試験を行いました。

水位計では、センサーを水中に沈めて水圧を測定する方式、センサーをブイで水面に浮かべて衛星電波から水面標高を測定する方式等を比較しました。

また、観測機器との通信では、従来の携帯電話回線のほか、インターネットとモノをつなぐ（IoT）新しい方式として、省電力で遠距離通信が可能な通信（LPWA）を



ため池遠隔監視システム

と避難にかかる時間に応じ詳細な検討が必要など、導入に当たり注意すべき項目を明らかにすることができました。

この試験結果をもとに、導入する際の基本的な仕様を定めて各市町に提供します。

今後、市町において、下流に複数の住宅があり、洪水が堤防を越水するおそれの高いため池などを対象に順次導入が進められていく予定です。

令和2年度は、明石市、上郡町、朝来市などで導入が始まります。

ため池保全サポートセンターの活動

ため池管理者の適正な管理活動を支援するため、市町等で構成する「兵庫県ため池保全協議会」が国・県の助成を受けて、淡路島を担当する「淡路

島ため池保全サポートセンター」、淡路島を除く地域を担当する「兵庫ため池保全サポートセンター」を設置しています。サポートセンターは兵庫県土地改良事業団体連合会が運営し、土地改良事業経験のある市町職員

のOB等が、専門知識を活かして、相談対応、パトロール、管理者への助言・指導等の業務を行っています。

ため池管理の相談窓口

ため池保全サポートセンターでは、多くのため池の中でも特に決壊した場合に人的・物的被害の恐れのあるため池を対象に、管理者からの相談を承っています。

相談内容の多くを占めるのが堤体の漏



兵庫ため池保全サポートセンター

水ですが、これに関しては、現地での状況確認や低水位管理による継続監視などを指導し、漏水が著しいため池に対しては改修に向け市町へ相談するよう助言しています。

パトロールを通じた助言・指導

ため池の定期点検の結果に基づき、不具合が確認されたため池を対象に実施するパトロールでは、ため池管理者自らが適正な管理ができるよう現場でのより技術的な助言・指導を行っています。

【次ページに続く】



サポートセンターによる現地確認

具体的には、漏水や侵食、陥没の有無、構造物のひび割れなど施設の老朽状況が前回のパトロール時と比べ悪化している

管理者講習会への講師派遣

ため池管理者としての意識低下や防災に対する認識不足は、管理の粗放化を招き災害リスクを高める恐れがあります。

また、マニュアルの配布による市町自主開催が12市町で22回実施されました。

また、マニュアルの配布による市町自主開催が12市町で22回実施されました。

【連絡先】

○兵庫ため池保全サポートセンター
三木市志染町井上683番地
(東播用水土地改良区敷地内)
TEL: 0794-85-0331
所管範囲: 淡路島を除く地域

○淡路島ため池保全サポートセンター
淡路市生穂新島8番地
(淡路市役所1号館1階)
TEL: 0799-64-1203
所管範囲: 淡路島

相談方法: 電話又は来所 (要予約)
受付日時: 月・木の9:00 ~ 12:00

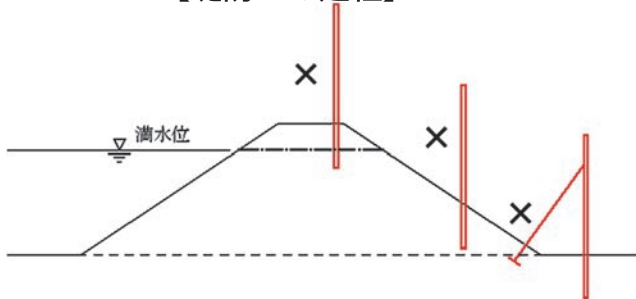
特定ため池の指定について

昨年7月に施行された「農業用ため池管理保全法」及び県の「改正ため池保全条例」に基づき、

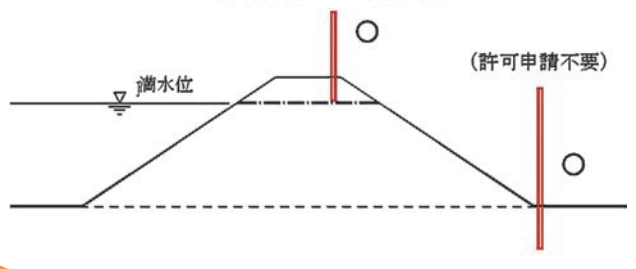
特定ため池は、県や市町が行う改修整備事業の対象となりますが、一方で、決壊による災害から人命や住宅、農地・農業用施設を保護するため、

定めました。

【堤防への建柱】



(条件を満たせば設置可能)

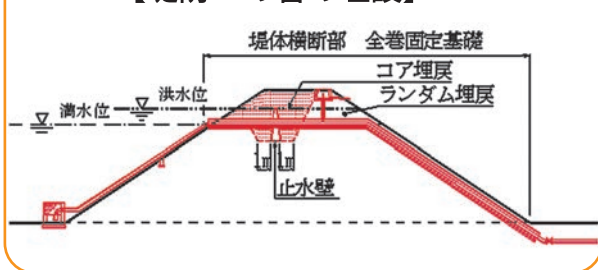


(許可申請不要)

管理者等が堤防の掘削を行うなどにおいては県知事への届出や許可を要することがありますので、ご理解をお願いします。
防災工事の届出
ため池の決壊防止又は減災を目的とした工事は、工事着手の30日前までの届出が必要です。
【防災工事例】①管理者が自ら行う改修工事、②貯水位を下げるための施設整備工事、③ため池の廃止工事等

形状変更行為の許可申請
ため池の貯水機能や洪水を安全に流下させる機能に影響が生じる行為は、予め県への許可申請が必要です。
①建柱
堤防への電柱等の設置は原則禁止。ポンプ場等への小規模な引き込み柱は条件を満たせば設置可能(要許可申請)。
②用水管の埋設
堤防に農業用水管等を

【堤防への管の埋設】

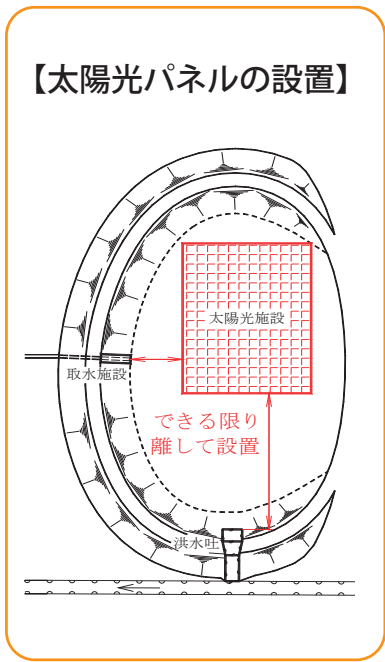


埋設する場合、満水位以下への設置は原則禁止。管をコンクリートで保護するなど条件を満たせば設置可能(要許可申請)。

③看板、転落防止柵等の設置

堤防に看板等を設置する場合、基礎底面の高さが満水位以下となるものは禁止。基礎の底面までの深さが50センチ未満のものは許可申請不要。

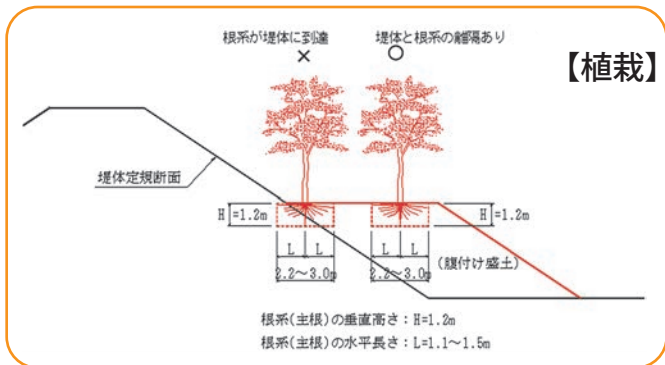
【次ページに続く】



④ **太陽光パネルの設置**
 水面上に太陽光パネルを設置する場合、堤防への係留杭の打設は禁止。池底への係留杭の打設は条件を満たせば可能(要許可申請)。強風や洪水の流入による移動により、洪水吐が閉塞しないよう、洪水吐からの必要な離隔を確保(許可申請時に指導)。

⑤ **植栽**
 堤防への植栽は禁止。堤防に腹付け盛土をして植栽する場合は、根系が堤防に到達しないなどの条件を満たせば植栽可能。草本の植栽は許可申請不要。

⑥ **埋め立て**



土地の造成等を目的に池内を埋め立てる場合(部分的な埋め立てを含む)は、堤防、洪水吐等の機能に支障がなく、埋め立て盛土の安定確保などの条件を満たせば埋め

立て可能(要許可申請)。
届出・許可が不要な行為
 草刈り・樹木の伐採や堆積土砂のしゅんせつ等の日常の維持管理、堤防の波浪浸食箇所等の補修、非常時の応急措置、災害復旧工事等は許可申請不要です。

※ここに記載した以外に届出や許可が必要な行為・条件があるため、特定ため池でこれらに類する行為を行うときは、県(土地改良事務所・センター、阪神地域は阪神農林振興事務所)へご相談をお願いします。

**メダカのコタロー劇団による
ため池保全県民運動の啓発活動**

兵庫県では、ため池が持つ洪水調整や土砂流出の防止、生物の生息空間、地域の憩いの場など、いわゆる多面的機能が発揮されるよう、県民一人ひとりがそれぞれの立場でため池保全に関わる取組を「ため池保全県民運動」として推進しています。

兵庫県の朝、サンテレビで放映されている番組「コタローとおはよう！」でお馴染みの「メダカのコタロー劇団」では、『みんなの環境、みんなを守るう、みんなのために!』を合言葉に、次代を担う



「ため池マン」による学習会



ガニオンを撃退する演劇

子どもたちを対象として県内の小学校等で、自然や農村環境を守るこの大切さを伝える活動を行っています。

今年1月には、宝塚市の西谷小学校において、劇団員が扮した「ため池マン」を講師として学習会が行われました。

「子どもため池マンLINE」に登録しませんか。

登録はこちらから!



「子どもため池マン」に変身し、外来生物であるアメリカザリガニのキャラクター「ガニオン」を撃退する演劇を通じ、ため池の自然環境を保全する大切さを伝えました。

なお、劇団の活動の様子は、「大人ため池マン放送局」で発信されていますので、スマートフォンアプリの「LINE」を利用している方はこの放送局に登録するとご覧いただけます。

「大人ため池マンLINE」に登録しませんか。

今回は、アンケートを同封していますので、6月30日までに返信用封筒によりご返信をお願いします。

編集後記

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大で心配な始まりとなりました。今年度もひょうごため池だよりを通して、ため池管理者の皆様へ役立つ情報を発信していきたいと思っていますので、よろしくお祈いします。(小)